

「令和7年度海外向け魅力発信事業」に係る 企画提案公募要領

大阪府では、2025年の大阪・関西万博を大阪の魅力を海外に発信していく絶好の機会と捉え、ビジネスに関する情報をメインに都市のプレゼンスを高める情報を、海外へ統一かつ効果的に発信していくこととし、令和5年度より「海外向け魅力発信事業」(以下、「本事業」)を実施している。

本事業では、海外の企業や投資家等に「ささる」情報(※)を、SNS ツール等を使い分けて発信することにより、大阪への関心を高め、来阪、企業進出、投資、具体的なビジネスマッチング等につなげ、ひいては大阪の持続的な成長をめざすことを目的としており、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により本事業の受託事業者を募集する。

※「ささる」情報とは、ターゲットが興味・関心をもつ情報、プロモーション効果や訴求力が高い情報を意図している。

1 事業の概要

(1) 事業名

令和7年度海外向け魅力発信事業

(2) 事業概要

「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月 31 日(火)

(4) 委託上限額

23,300,000 円(税込)

2 スケジュール

令和 7 年	5月	12日 (月)	公募開始、業務説明会申込・質問受付開始
令和 7 年	5月	19日 (月)	説明会開催(オンライン開催)
令和 7 年	5月	26日 (月)	質問受付締切
令和 7 年	6月	12日 (木)	提案書類提出締切
令和 7 年	6月	中旬	選定委員会(プレゼンテーション審査)
令和 7 年	6月	下旬	契約締結
令和 7 年	6月下旬から7月上旬		業務開始
令和 8 年	3月	31日 (火)	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- エ 民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、「4 (2)応募書類」に記載のある書類を受付期間内に提出してください。

- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付
 - ア 配布期間

令和7年5月12日(月)から令和7年6月12日(木)まで

イ 配布方法

企画室連携課ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020050/renkei/miryokuhassin/20250512.html>)

※窓口・郵送による配布は行いません。

ウ 受付期間

令和7年6月9日(月)から令和7年6月12日(木)まで

(午前 10 時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。最終日は午後3時まで)

※応募書類の提出後、書類の補正を求めることがあります。この場合であっても、補正後の書類は令和7年 6 月 12 日(木)午後3時までにご提出ください。

エ 受付場所

大阪府政策企画部企画室連携課連携グループ

住 所:大阪府中央区大手前 2 丁目1番22号 府庁本館3階

電話番号:06-6944-6118

オ 提出方法

応募書類を持参又は郵送で提出してください。

(持参の場合)事前に電話連絡の上、受付場所に持参してください。

(郵送の場合)発送後に電話連絡の上、受付場所に郵送してください。

書類の補正期間を確保するため、6 月 10 日(火)必着でお願いします。

※電話連絡先:大阪府政策企画部企画室連携課 06-6944-6118

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書 (様式 1: 1部)

イ 企画提案書 (様式 2: 正本1部、副本7部)

※企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ 応募金額提案書 (様式3: 正本1部、副本7部)

エ 事業実績申告書 (様式4: 正本1部、副本7部)

※過去(2 年以内)に実施した業務について、今回提案する業務と関連性の高いもののみ記載してください。特に実績がない場合は、その旨を記載し提出してください。

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書 (様式 5: 1 部)

② 共同企業体協定書(写し) (様式 6: 1 部)

③ 委任状 (様式 7: 1部)

④ 使用印鑑届 (様式 8: 1部)

⑤ 事業実施体制の組織表(様式自由: 正本1部、副本7部)

※各構成員の役割分担等が明示されているもの

カ 誓約書(参加資格関係) (様式 9: 1部)

[添付書類] (正本1部を提出してください。共同企業体すべての構成員分を提出してください)

キ 定款又は寄付行為の写し (1部) (原本証明してください。)

ク ① 法人登記簿謄本 (1部)

・法人の場合に提出してください。

- ・発行日から3カ月以内のもの
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1部：最近2カ年のもの、半期決算の場合は4期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
 - a 常時雇用労働者数が40人以上の場合
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
 - b 常時雇用労働者数が40人未満の事業主の場合
 - ・「障がい者の雇用状況について」（様式10）

(3) 応募書類の部数

- ① 正本1部
 - ・(2)に記載する書類全てを提出してください。
 - ・共同企業体での参加の場合、キ～サについては、全ての構成員分の提出をお願いします。
- ② 副本7部
 - ・(2)に記載する書類のうち、イ～エの書類を提出してください。
 - ・副本については、審査に用いるため、記名・押印をしないでください。また、提案者名及び提案者名が特定できる情報(代表者、社章、所在地、電話番号、社員の情報等)を黒塗りする等して、提出してください。
- ③ 電子媒体(CD-R等) 1部
 - ・(2)に記載する書類のうち、ア～エの電子媒体を保存して提出してください。また、イ～エについては、記名・押印をしていない電子媒体も保存してください。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しませ

ん。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします。(共同企業体構成員として参加する場合を含む)

イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらも可とします。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルを記入してください。

<記入例>「令和7年度海外向け魅力発信事業」提案書

オ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く。)

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

本業務の詳細に関する説明会を開催します。提案予定者は原則参加してください。

(1) 開催日時

令和7年5月19日(月)午後2時から3時まで

(2) 開催場所

Teams のウェブ会議機能を使ったオンライン開催

(申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。)

(3) 申込方法

・参加希望者は、件名に「【説明会申込】令和7年度海外向け魅力発信事業<事業者名>」と明記して、電子メール(renkei@gbox.pref.osaka.lg.jp)でお申し込みください。

・メール本文に、(法人の場合は)法人名、申込者の職・氏名、連絡先、参加人数を記入してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6944-6118)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

・電子メール以外(口頭、電話等)による申込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和7年 5 月 16 日(金)正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年 5 月 26 日(月) 午後5時まで

(2) 受付方法

・件名に「【質問提出】令和 7 年度海外向け魅力発信事業<事業者名>」と明記して、電子メール(renkei@gbox.pref.osaka.lg.jp)でお送りください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6944-6118)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

・電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

・質問への回答は、企画室連携課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020050/renkei/miryokuhassin/20250512.html>)

に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。(※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと)
ただし、提案金額も同じ場合は、選定委員による多数決で決定します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います(応募者が多数の場合は、書類審査による一次審査を実施する場合があります)。プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は持ち込みできませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び内容の理解度	事業目的及び内容を正しく理解したうえでの提案になっているか。	10点
「情報発信に係る助言・提案・研修等」に係る企画提案	・情報発信に係る助言・提案・研修のための専門知識、体制が確保され、効果的な手法や頻度となっているか。 ・SNSの分析・発信、動画編集に対応可能な職員育成のために効果的な研修プログラムが具体的に提案されているか。 ・成果指標達成のための手法、プロセスが具体的に提案されているか。 ・本事業の事業効果を検証するための手法が具体的に提案されているか。	20点
「海外への発信」に係る企画提案	・プロモーション効果の高い媒体・手法等を用いて、効果的・計画的に発信されるかについて具体的に提案されているか。(SNSターゲット広告等、海外メディアに向けた発信、ビジネス有識者等との連携の3点それぞれで上記内容を審査する。)	30点
「動画制作・更新」に係る企画提案	・万博開催時期ならではの動画素材、撮影対象を説得力のある理由とともにリスト化されているか。 ・海外の企業関係者や投資家にビジネスチャンスの多い魅力ある大阪を強く印象づけ、ビジネス行動や来阪意欲等を喚起する高い訴求力を有する動画が具体的に提案されているか。	20点
事業の実施体制・スケジュール	・事業を実施するうえで十分な体制が構築されているか。 ・契約期間内に事業を計画的かつ効率的に実施できるスケジュールが提案されているか。	8点
障がい者雇用	常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。	2点
価格点	(価格点の算定式) 満点(10点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※小数点以下は切り捨て	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を企画室連携課ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020050/renkei/miryokuhassin/20250512.html>)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式 11)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。